

令和6年11月21日

積算疑義申立てに係る調査結果報告書

契 約 番 号	5061000046
建 設 工 事 名	令和6年度 南田2号線他3路線道路維持工事（その1）
落 札 決 定 日	令和6年11月15日
疑義申立受付日	令和6年11月15日
申 立 内 容 （指 摘 内 容）	<p>1. 設計書第6号明細書における埋戻し（砂）の『埋戻し用砂』の単価が、建設物価10月号P129で、4,000円/m³となっているが、この単価については、東京都八王子区での単価となっており、静岡県の単価は、同書籍P131において、未記載である。</p> <p>よって、普通に考えれば東京都八王子地区からの『埋戻し用砂』を購入することは不可能であり、静岡県での単価も記載されていない状況であれば、業者見積の単価を使用するなりして、単価を決定すべきであると思われます。</p> <p>また、近隣地区でなく、地区に関係なくどこの単価でも採用できるようなルールは、聞いたことがありません。</p> <p>2. 「1.」の『埋戻し用砂』においては、『令和4年度 市道南上ノ原61号線道路維持工事』設計書第3号明細書において、本工事と同様に『埋戻し土 埋戻し用砂』が使用されており、この際の単価については、『コンクリート用砂』の単価が使用されているものと思われ、工事毎に使用する単価の基準が変わることは不公平であり、本工事の単価は『コンクリート用砂』の単価を採用すべきであり、違算に該当すると思われます。</p>
調 査 結 果	<p>1. 単価の採用方法については、静岡県建設資材等価格表の価格採用の優先順位を参考に決定しており、東京単価を使用することについては適正であると考えます。</p> <p>2. 過年度工事で使用した「埋戻し用砂」についても、本工事と同様に建設物価記載の「埋戻し用砂」を採用しており、違算には該当していないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

入札の取扱い	契約締結手続を再開しました。		
工事担当課	都市整備部 土木課	連絡先	053-576-4545
工事主管課	都市整備部 土木課	連絡先	053-576-4545
契約担当課	総務部 契約検査室	連絡先	053-576-1178